年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 13件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年3月まで

社会保険庁から送付されて来た「ねんきん特別便」を見て、保険料の未納期間があることを知った。昭和49年4月に夫と別居した後、将来のため、私自身が国民年金の加入手続を行い、その後、町内会の組長が保険料の集金に来たので、その都度自分で納めていた。事業も順調であり、保険料の支払いを怠ることはなかったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、その夫との別居を契機として、自ら国民年金の加入手続を行い、町内会の組長に保険料を納付しており、組長の交代は1年ごとであったと説明しているところ、事実、申立期間当時に申立人が居住していた地域では、納付組織による保険料納付が行われていたこと及び組長は1年交代であったことが、隣組組織の住人の証言から確認できる上、事業があるため組長に時間指定をしてまで集金に来てもらったこと等申立人の記憶が鮮明であることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月30日に任意加入したことにより払い出されており、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能であったこと及び申立人は申立期間以前から個人事業で婦人服販売をしており、申立人の事業は申立期間当時も順調であったことが元取引先の社長及び従業員の証言により確認できることから、納付意識の高い申立人が任意加入手続直後の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは、

不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和37年3月から41年3月までの保険料の納付事実は確認できなかったとの回答を受け取った。私は当時、A町(現在は、B市)に住み込みで働いており、その当時役場から未納があるとの連絡を受け、役場窓口でまとめて1回保険料を納付した記憶がある。したがって、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町(当時)に転入してから約1年後に、当時の役場から保険料納付の督促通知を受け取り、役場窓口で保険料をまとめて納付したと申し立てているが、その申立ては具体的かつ真摯なものと認められる。

また、B市役所の回答により、当時役場の窓口では現年度分の保険料については収納事務を行っていたことが確認できることから、申立には信憑性が認められる。したがって、申立期間のうち、申立人が当時のA町に居住していたことが確認でき、転入後約1年を経過した時点(昭和38年3月ごろ)において現年度納付が可能な昭和37年5月から38年3月までの期間の保険料については、申立てどおりまとめて納付したものと推認できる。

一方、申立期間のうち、申立人がC市に居住していた昭和 37 年 3 月及び 4 月並びに 38 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料については、申立人は保険料納付についての記憶が曖昧な上、申立人はまとめて保険料を納付したのはA町での 1 回のみであるとしているなど、特例納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無い上、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年5月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで

② 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和50年1月から同年3月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取り、また、43年10月から44年3月までの納付も確認できなかったと教えてもらった。

申立期間当時、国民年金保険料の支払いは、A町のころは夫が市役所に行って納め、B町に引っ越してからは、町内会の担当者が集金していて、私自身も担当になったことがある。このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、比較的納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、保険料はいつも夫婦二人分一緒に納付していたとしているところ、事実、昭和44年4月から47年3月までの申立人及びその夫に係る国民年金手帳の検認記録を見ると、夫婦共に同一日に保険料を納付していたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、社会保険事務所保管の申立人に係る特殊台帳の備考欄に「43/10~44/3 5,400 50/1~3 3,300」の記載が認められ、その金額は、両申立期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付した場合の金額と一致しているため、特例納付実施期間内に申立人に対して納付書が発行された可能性が考えられることから、納付意識の比較的高い申立人が、特例納付及び過年度納

付を行ったと考えても不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から48年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和39年1月から48年3月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

勤めていた会社を辞め、実家の自営業を手伝っていたとき、父が私の国民 年金の加入手続を行い、母が、当時同居していた家族4人分(両親、姉、自 分)の保険料を町内の集金人に毎月納付していた。

結婚後は、妻も国民年金に加入し、母が二人分の保険料を町内の集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月28日に払い出されていることが確認でき、この時点において、46年10月から48年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、事実、48年4月から同年12月までの保険料を49年7月27日に過年度納付していることが市役所の国民年金保険料納付記録簿から確認できる。

さらに、申立人がその母が保険料を納付していたとする申立人の姉は、社会保険事務所の記録により、2回にわたり過年度納付したことが確認できることを考慮すると、その母が申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点で過年度納付が可能であった昭和46年10月から48年3月の保険料を先にさかのぼって納付したと考えても不自然さは無い。

2 しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、 昭和39年1月から46年9月までの保険料は時効により納付できない上、申 立人が家族の保険料を納付していたとするその母は、既に他界しているため、 当該期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、後日まとめて保険料を納付した記憶が無いとするなど、 特例納付をうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い 出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関 連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和50年4月から9月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

A市に住んでいるときは国民年金に加入していなかったが、昭和50年4月ごろにB市に戻ってきて仕事を探しているときに、町内会の人が来て私の分の国民年金保険料を払うように言われた。そのときは、私が不在で母親が対応したが、仕事が決まったら払うと言ったのに、どうしても今払わないと駄目だというので仕方なく現金で払った。そのときもらった領収書の記載額は4,000円くらいだったと思う。領収書はしばらく保管していたが、家を新築する際に紛失してしまった。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間はすべて保険料を納付するなど、納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月28日に払い出されていることから、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、B市役所の国民年金委員名簿から、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が存在していたことが確認できるなど、申立内容には不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間当時、保険料を納付するように言われた町内会の人に現金で納付したとする申立人の母の記憶は具体的かつ鮮明であり、記憶する保険料額も当時の保険料額とおおむね一致することから、申立内容には信憑性が認

められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年2月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

平成5年9月以前に私が市役所に行き加入手続を行ったと思う。保険料は加入手続と同時か、その後かは覚えていないが、私が市役所2階でまとめて納付したと思う。

支払った証拠として領収書を母に渡した記憶があるので、申立期間が未加 入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる少し前の平成5年9月以前に市役所で加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、資格取得日が8年10月1日である旨の記載が確認できる上、市役所及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月1日を資格取得日としてA市において、同年10月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付方法の記憶が曖昧である上、 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等) は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

父は亡くなり、母は高齢で、当時のことを覚えていないが、父母は、自営業であり、成人すれば国民年金に加入し保険料を納付することは当然と考える人で、私の加入手続や保険料納付も行ったと思う。親が村の集金人に保険料と保険料領収カードを渡し、そのカードに押印してもらっていた記憶がある。申立期間当時、私に家業を継がせる考えであった両親が、私の20歳からの保険料を納付しなかったとは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に他界している上、その母は当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿及び市役所保管の国民年金被保険者台帳の縦覧並びに氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から54年1月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和50年10月から54年1月までの期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間は、昭和50年10月の結婚後に転居したA市役所で国民年金の加入手続を行い、送られてくる納付書で金融機関の窓口から納付していた。納付していた金額は3か月ごとに3,300円であり、納付書の様式も記憶している。このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月にB市からA市へ転入してすぐに、A市役所において国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が同市役所から交付を受けたとする国民年金手帳の住所欄には、同年10月の転入時の住所ではなく、53年7月のA市内での転居後の住所が最初に記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年1月に払い出されていることが推認できることから、50年10月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には不自然な点がみられる。

また、申立期間は、任意未加入期間であるため、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号総括払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申 立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は 無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から平成元年2月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料納付の事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間については、同居している母が加入手続及び保険料納付を行って おり、母が自治会の集金人に父母と私の3人分の保険料を毎月月末に現金で 納付していた。

このため、申立期間について未納や未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立 人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母からも、加入手 続及び納付状況についての具体的な証言が得られない。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年12月28日に払い出されるとともに、49年4月1日に資格喪失していることが確認できる。したがって、申立期間のうち、46年4月から同年9月までは時効により保険料を納付することができない上、49年4月以降は未加入期間とされていることから、納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、その母が両親と申立人の3人分の保険料を自治会の集金人に納付したとしているが、社会保険事務所の記録により、その父の昭和46年4月から51年12月までの保険料は55年6月26日に特例納付により納付されていることが確認できるなど、申立人の主張する納付方法と一致しない。

加えて、申立人及びその母は、後日まとめて保険料を納付した記憶は無いと

しているなど、ほかに特例納付又は過年度納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月11日から同年7月20日までの期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月28日から39年5月1日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月11日から同年7月20日まで

② 昭和38年7月28日から39年5月1日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間①については、当時の給与額より低い標準報酬月額が記録されているので訂正してほしい。

申立期間②については加入した事実が確認できないとの回答をもらったが、A社B丸を下船後、有給休暇を取得し健康保険証を使って病院に通院していた。また、次の乗船が決まるまでは、C組合に船員保険料を納めていたので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社のB丸の報酬は6万5,000円ぐらいであった。」と主張しているが、その主張する額及びこれに基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立事業所は既に解散しており、船舶所有者は既に他界しているため、申立てに係る標準報酬月額に応じた保険料控除が確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同時期に同一船舶に乗船し、 船員保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額を確認したところ、 申立人が、報酬が一番多かったとする漁労長の標準報酬月額は4万8,000円 であり、申立人と同じ複数の甲板員の標準報酬月額は、申立人と同額の2万6,000円であることが確認できる上、その複数の同僚は、「報酬は乗組員全員で公平に決められ、決して低く届出されてはいなかった。」と証言しているなど、申立人に係る社会保険事務所の記録に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は船員手帳を廃棄処分して所持していないが、「下船後、有給休暇を取得し、保険証を使って病院に通院し、年金保険料も一括して、C組合に自分で納付していた。」と主張している。

しかしながら、船員法第79条により有給休暇の付与については、漁船は適用外とされ(労働協約で定めた場合を除く。)、複数の同僚は、「有給休暇は無かったし労働協約も無かった。」と証言しているとともに、C組合の合併先であるD組合E支部は、「海員組合員から組合費は徴収したが、社会保険料を徴収したことは無い。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、船員保険の年金任意継続被保険者に加入できる被保険者期間(7年6か月以上)の条件を満たしておらず、年金任意継続被保険者になることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年7月31日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入について照会したところ、昭和35年4月から36年7月までの加入事実が確認できなかったとの回答を受けとった。

私は、高校を卒業した後、すぐにA社に入社し、間違いなく1年以上の期間を正社員として勤務している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務したと主張する同僚5人は、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、そのうち所在が確認できた同僚2人からは「申立人を知らない。」とする旨の証言が得られたことから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できない。

また、A社は既に解散し、当時の代表者も他界していることから、解散時の 事業主に照会したところ、不明との回答であったため、申立期間に係る勤務実 態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から32年11月1日まで

社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間について脱退手当金が支給されているとのことであった。当時は厚生年金などという言葉も知らず、保険料が給料から引かれていたことも知らなかった。脱退手当金の請求手続きをした覚えもなく、受け取った記憶もない。また、退職し、転居後も脱退手当金が送られてきたことはないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において昭和33年までに厚生年金保険被保険者 資格を喪失した女性6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、そのうち3人は退職時に事業所から脱退手当金について説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所が行ってくれたと証言している。このことに加え、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁保管の被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年9月まで

② 昭和42年9月から43年10月まで

A社とB社に勤務した期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無い旨の回答だった。

僅かの勤務年数だが、私にとっては大切な年数であり勤務していたことは 間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立 人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間①当時の事務担当者は、「従業員の 全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、短期間労働者は厚生年 金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、事業主は申立期間①の厚生年金保険に係る関連資料を保有しておらず、保険料控除の有無、申立てどおりの資格の取得及び喪失に係る届出の有無並びに保険料納付の有無について不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の申立期間①における被保険者名 簿には、申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠落は無く、申立人 に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、その父も同時期にA社に勤務していたとしているが、 同名簿には申立人の父に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

2 申立期間②について、元専務の証言から、期間は特定できないものの、申立人はB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、B社ではブルドーザーの運転及び積込み作業を 担当しており、給与は日給制であったとしているところ、当時の事務担当者 は、「土木作業者については日給制で、勤務期間にかかわらず厚生年金保険 には加入させていなかった。」と証言している。

また、事業主は申立期間の厚生年金保険に係る関連資料を保有しておらず、 保険料控除の有無、申立てどおりの資格の取得及び喪失に係る届出の有無並 びに保険料納付の有無について不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の申立期間における被保険者名簿には、申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠落は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

3 申立人は、すべての申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」を見て厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和20年10月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険への加入が確認できないとの回答を受け取った。

昭和20年10月1日に父が勤務していたA社に就職しており、同日から勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた人事台帳及び申立人が保管していた永年勤続表彰状から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間については試用期間であったと思われると 回答しており、同期入社の同僚2人及びその後入社した同僚1人も「当時は試 用期間があった。」と証言している。事実、社会保険事務所の記録においても、 申立人が一緒に入社したとしている2人を含む3人の同僚は、いずれも入社の 1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険被保険者証の番号に欠落は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から48年1月1日まで 昭和40年8月1日から48年1月1日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入していない旨の回答を得た。

昭和40年8月1日から47年12月末日までA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことを明確に記憶している同僚が存在しないこと、及び同社は、当時の資料が現存していないため、申立人の申立期間における勤務の事実については不明と回答していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを推認することはできない。

また、同じ集落に居住していた二人の同僚は、「当初は、農閑期に勤務していたので厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、そのうち一人は、「臨時雇用の者は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人の妻も季節労働者としてA社に勤務していたが厚生年金保険には加入していなかったと証言していることから、申立期間当時、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間である昭和 40 年 8 月から 47 年 12 月まで国民年金に加入し、同期間の保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険料の控除について具体的に記憶しておらず、給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月から34年6月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和32年12月から34年6月までの期間について、確認できないとの回答を受け取った。

20歳の時、初めて就職したC社では、先輩事務員にAさんとBさんが在籍しており、Bさんは私より前に退職し、私はAさんと共に社長が替わった昭和36年3月に退職した記憶がある。厚生年金加入期間は、少なくとも36か月はあったと思うので、当時の記録は残ってないが申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の同僚の証言及び申立人が、当該事業所において厚生年金保険被保険者 資格を昭和33年2月から同年10月までの間に喪失している同僚3人を記憶 していることから、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間にお いて当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間、C社には約20人の従業員が在籍していたと主張しているものの、社会保険庁の記録から当時の当該事業所における厚生年金保険被保険者は多くても8人であることが確認できる上、申立人と同じ業務を担当していた同僚は、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できないことから、当該事業所は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時の事業主は既に他界している上、C社は既に厚生年金保険の適用事業所には該当しておらず、同社の事業を継承している会社にも人事記録及び社会保険関係の書類等は保管されていないことから、申立期間における保険料控除の有無及び資格取得届の有無について確認することができ

ない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたこと を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月から同年9月まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和33年3月から9月までの期間について、確認できないとの回答を受け取った。

昭和33年3月に高校の卒業と同時に同級生3人と一緒に、A地にあった B社に入社し、正社員として働いた。同級生3人は1か月から3か月で退職 したが、私は同年9月末に退職したので、申立期間を厚生年金保険被保険者 期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主、その娘及び同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「入社してもすぐに辞める者が多かったので、半年間の見習期間は厚生年金保険に入れなかった。また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年7月1日に、申立人が氏名を記憶している同僚1人を含め25人が厚生年金保険に加入しているが、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった33年10月1日までの期間において、申立人及び同期入社の3人を含め厚生年金保険に加入した者はいない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から36年8月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会をしたところ、昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで A 社 B 支店に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を受け取った。

私は昭和39年から43年まで市内のC通りに住んでおり、その当時、A社の事務の方が年金の件で来られ、今お金が必要でないなら、このままおろさないで次の就職につなげるように残した方がよいとの助言を受け、そのまま残すようにお願いしたことをはっきりと記憶している。脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和36年8月の前後2年以内に資格喪失した者12人の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち2人が、脱退手当金の請求手続は会社が代わりに行ったと思うと証言していることから、申立人についても、その委任に基づいてA社B支店による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間にかかる脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月から24年11月1日まで

② 昭和32年9月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間 ①及び②について加入した事実が確認できないとの回答を受けとった。

申立期間①について、 私は昭和23年12月始めにA社に入社し、25年1月5日まで勤務した。厚生年金保険の加入期間が2か月とはおかしい。

申立期間②について、私がB社に入社したのは昭和32年9月1日であるが、厚生年金保険の記録が10月1日からとなっていて、9月1日から9月30日までの1か月の加入記録が無い。

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立 人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、事業主も他界しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることができなかった。

また、同僚のうち二人は「入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、このうち一人は社会保険事務所の記録により、入社して約2年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿には、申立期間に おいて申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無く、申立人に 係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。 加えて、申立人は申立期間において、厚生年金保険料の控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、B社が保管する失業保険被保険者資格喪失確認通知 書及び同僚の証言から、申立人が申立期間から継続して同社に勤務してい たことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は「申立人については、1か月の見習期間があり、見習期間の厚生年金保険の加入については不明である。」と回答しており、同僚は「数か月の見習期間があり、見習期間においては厚生年金保険に加入していなかった」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月16日から35年5月1日まで 昭和32年4月から3年間、A社B事業所に勤務したが、社会保険事務所 から、同社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給済 みであるとの回答を受け取った。申立期間当時、脱退手当金という制度を知 らず、手続を行ったことも受け取った記憶も無いので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和35年8月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月1日から26年8月26日まで

② 昭和26年9月1日から27年9月1日まで

③ 昭和28年7月1日から29年8月9日まで

私は、脱退手当金制度を知っていたため、結婚後1年ぐらい経過したころ、 県庁あてに厚生年金保険被保険者証と一緒に脱退手当金を請求したい旨の 手紙を送ったが、返事が来ないままであった。申立期間について年金請求し た時に社会保険事務所から脱退手当金として支払ってあると言われたが、脱 退手当金はもらっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金 保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、 一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金を請求したい旨の手紙を送ったと主張していることから、申立人に請求の意思があったと認められる上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和35年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 468 (事案 238 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月1日から53年4月1日まで 昭和53年3月末までA社のB支社で勤務しており、同年3月22日の亡父 の葬儀の際、B支社の2代目支社長が来て給与を手渡されたことを思い出し た 新たな証言者や証拠が判明したので、再度、調査及び審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和52年12月1日から53年3月6日までに係る申立てについては、申立人のA社(B支社)における勤務実態が確認できず、事業主が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」等から、記録どおりの厚生年金保険の資格取得及び喪失届がされたことが確認できるとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和53年3月22日の亡父の葬儀の際に、A社B支社の2代目支 社長から同年3月25日支給の給与を前倒しして手渡されたと主張しているが、 同支社長は既に他界しているため、この主張について確認することができない。

また、申立人はA社B支社の3代目支社長及び同社の総務担当者の証言があると申し立てているが、同支社長は、「自分が採用されたのは昭和53年11月ごろであり、申立期間当時、申立人のことは知らない。」と 証言し、総務担当者は、「当時の事情を知る人物に再度調査をしたが、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できなかった。」と証言している。

さらに、申立人から申立期間の厚生年金保険料の控除を示す資料としてその 妻の日記が提出されたものの、当該日記の記載内容からは申立期間における厚 生年金保険料の控除を推認することができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。